

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和5年8月14日
【四半期会計期間】	第57期第3四半期（自 令和5年4月1日 至 令和5年6月30日）
【会社名】	株式会社T K C
【英訳名】	T K C Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 飯塚 真規
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【電話番号】	(028)648 - 2111
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 経営管理本部長 中西 清嗣
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区揚場町2番1号
【電話番号】	(03)3235 - 5511
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 経営管理本部長 中西 清嗣
【縦覧に供する場所】	株式会社T K C東京本社 (東京都新宿区揚場町2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第56期 第3四半期 連結累計期間	第57期 第3四半期 連結累計期間	第56期
会計期間	自令和3年 10月1日 至令和4年 6月30日	自令和4年 10月1日 至令和5年 6月30日	自令和3年 10月1日 至令和4年 9月30日
売上高 (百万円)	50,340	53,862	67,838
経常利益 (百万円)	11,941	13,622	13,677
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	8,125	9,755	9,317
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	8,149	11,526	8,902
純資産 (百万円)	86,573	94,699	87,325
総資産 (百万円)	104,284	111,227	109,225
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	154.88	186.06	177.62
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	83.0	85.1	80.0

回次	第56期 第3四半期 連結会計期間	第57期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自令和4年 4月1日 至令和4年 6月30日	自令和5年 4月1日 至令和5年 6月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	44.04	69.04

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は、役員報酬BIP信託を導入しており、当該信託が保有する当社株式を自己株式として計上しております。これに伴い、1株当たり四半期(当期)純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

経営成績

当第3四半期連結累計期間（以下、当第3四半期）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行され、政府による支援と経済・社会活動の正常化により緩やかな回復基調で推移しました。一方、世界的な金融引き締めや原材料価格の上昇、ゼロゼロ融資の返済に伴う中小企業の資金繰り悪化など、依然として先行きの不透明感も漂っています。

当社グループは、このような社会環境や政府の取り組みに迅速に対応したシステムの開発やサービスの提供を継続し、顧客ならびに地域・社会に貢献すべく事業を展開してまいりました。

会計事務所事業部門では、顧客である税理士および公認会計士（以下、TKC会員）が、中小企業の伴走型の支援者として、税務・会計・保証・経営助言の業務に取り組むための支援を実施しています。

地方公共団体事業部門では、地方税共通納税システムの対象税目拡大などに顧客市区町村が円滑に対応できるよう支援しました。

これらの活動の結果、当第3四半期における株式会社TKCとその連結子会社等6社を含む連結グループの経営成績は、売上高が53,862百万円（前期比7.0%増）、営業利益は13,360百万円（同14.6%増）、経常利益は13,622百万円（同14.1%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は9,755百万円（同20.1%増）となりました。

当第3四半期における事業部門別の売上高の推移は以下のとおりです。

1. 第3四半期業績の推移

(1) 会計事務所事業部門の売上高の推移

会計事務所事業部門における売上高は36,052百万円（前期比6.3%増）、営業利益は10,145百万円（同8.2%増）となりました。売上高の主な内訳は以下のとおりです。

コンピューター・サービス売上高は、前期比3.9%増となりました。これは会計事務所の業務を一括して管理する「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMSクラウド）」を新規に採用する事務所が増加したことによりです。

ソフトウェア売上高は、前期比7.8%増となりました。これは、令和5年10月から開始する消費税インボイス制度に完全対応する「FXクラウドシリーズ」を新規に利用開始する関与先企業が増加したことによりです。

コンサルティング・サービス売上高は、前期比7.1%増となりました。これは中堅企業向けの会計システム「FX4クラウド」の販売が堅調に推移し、立ち上げ支援サービスが増加したことによりです。

ハードウェア売上高は、前期比9.4%増となりました。これは、昨今の物価高に起因するハードウェアの販売価格の改定、令和4年度の「サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）」において、ハードウェアの購入費用も補助の対象となったこと、さらに令和6年1月以降、電子帳簿保存法の電子取引データに関する宥恕措置が終了されることに伴い、「FXクラウドシリーズ」に標準搭載されている証憑保存機能を利用するためにスキャナーを新規に購入する企業が増加したことなどによりです。

サプライ用品売上高は、前期比2.6%減となりました。これは、リモート業務やデジタル化を支援する事務機器の販売は好調だったものの、関与先企業の自計化の進展に伴いペーパーレス化が進んだため、紙の会計用品や印刷関連の消耗品の需要が減少したことによりです。

なお、営業利益が前期と比較して増加したのは、利益率の高いソフトウェア売上高やコンピューター・サービス売上高が増加したことによりです。

(2) 地方公共団体事業部門の売上高の推移

地方公共団体事業部門における売上高は15,631百万円（前期比12.2%増）、営業利益は2,922百万円（同52.8%増）となりました。売上高の主な内訳は以下のとおりです。

コンピューター・サービス売上高は、前期比3.9%増となりました。これは、前期に受託した衆議院議員選挙に伴う入場券作成業務が当期はなかったものの、令和5年春の新型コロナワクチンに係る接種券作成業務を受託したこと、地方税共通納税システムの対象税目拡大に伴うサービス利用料が増加したことなどによりです。

ソフトウェア売上高は、前期比2.2%増となりました。これは、前期までに受託した新規顧客団体の基幹系システムや公会計システム等の本稼働に伴い、ソフトウェアレンタル料が増加したことなどによりです。

コンサルティング・サービス売上高は、前期比208.3%増となりました。これは、住民基本台帳法の一部改正により始まった「転出・転入手続きのワンストップ化」に伴うシステム導入支援に加え、地方税共通納税システムの対象税目拡大および「地方税統一QRコードを活用した地方税の納付」に伴うシステム導入支援、新たに受託したデジタル・ガバメント関連サービス等の導入支援などを実施したことなどによりです。

ハードウェア売上高は、前期比18.6%増となりました。これは、基幹系システムの機器更改に伴うハードウェア導入およびネットワーク強靱化事業の機器更改に伴うネットワーク機器の導入などによります。

なお、営業利益が前期と比較して増加したのは、新たにシステムを稼働させる市区町村が増えたことで、コンサルティング・サービス売上高が増加したことなどによります。

(3) 印刷事業部門（子会社：株式会社TLP）の売上高の推移

印刷事業部門における売上高は2,178百万円（前期比12.8%減）、営業利益は283百万円（同23.7%減）となりました。売上高の主な内訳は以下のとおりです。

データ・プリント・サービス（DPS）関連商品の売上高は、前期比18.6%減となりました。

これは令和3年10月の衆議院議員選挙入場券の印刷業務、および前期受注した大口の入札案件が当期はなかったこと、民間企業から受注しているダイレクトメール制作のうち大型案件が顧客事情により中止された影響によります。ビジネスフォーム関連の売上高は、前期比8.5%増となりました。これは、前期において新規獲得した顧客企業からの伝票印刷業務の受注が増加したことによります。

商業美術印刷（カタログ、書籍等）関連の売上高は、前期比14.5%増となりました。これは、消費税インボイス制度を解説する書籍や顧客企業の周年記念事業における印刷業務を受注したことによります。また、セミナー等の対面開催が増加傾向にあることに伴い、資料作成の受注も増加しています。

2. 全社に関わる重要な事項

(1) 「FXクラウドシリーズ」の消費税インボイス制度への対応完了を宣言

令和5年6月23日に、消費税インボイス制度に完全対応した財務会計システム「FXクラウドシリーズ」の提供を開始しました。会計機能に加えて販売管理機能を併せ持つ「FXクラウドシリーズ」を利用することで、令和5年10月から大きく変わる請求業務と会計業務に万全の備えができます。

(2) ペポルインボイス利用申請の受付を開始

令和5年10月からの消費税インボイス制度の開始に伴い、当社は自社で発行する請求書等をペポルインボイスに切り替えていきます。これに先立ち、主な取引先である会計事務所やその関与先企業などを対象に、ペポルインボイスを受信するためのペポル利用申請の受付を6月末から開始しました。当社にペポルの利用申請をいただくと、当社発行のペポルインボイスを受信するだけでなく、今後は、会計事務所から関与先企業などへの請求にもペポルインボイスをご利用いただくことができます。

(3) AIチャットサービス「TKC AI Assistant」の利用開始

Azure OpenAI Serviceの大規模言語モデルをベースにTKCが開発した社内向けAIチャットサービス「TKC AI Assistant」の社内利用を開始しました。当社では、システム開発の業務のみならず、社内事務や営業の現場などでも「TKC AI Assistant」を積極的に活用し、社員の業務効率化・生産性向上を目指しています。

3. 会計事務所事業部門の営業活動と経営成績

会計事務所事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第1項：会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営）に基づき、当社の顧客である税理士および公認会計士1万1,400名（令和5年6月末日現在）が組織するTKC全国会との密接な連携のもとで事業を展開しています。

(1) 「黒字決算」と「適正申告」の実現に向けた活動

TKC全国会が掲げる運動方針とその目標達成に向けた営業活動の実施

TKC全国会の運動方針

TKC全国会は、令和4年より向こう3年間の運動方針として「未来に挑戦するTKC会計人 巡回監査を断行し、企業の黒字決算と適正申告を支援しよう！」を掲げられています。また、その実現に向けて、次の3つの目標を掲げています。

a) 優良な電子帳簿を圧倒的に拡大する

「TKC方式の自計化」の推進

b) 租税正義の守護者となる

「TKC方式の書面添付」の推進

c) 黒字化を支援し、優良企業を育成する

「巡回監査」と「経営助言」の推進

TKC全国会は、巡回監査の実践とコンプライアンスを遵守しながら、企業の黒字化に貢献すると宣誓されています。当社は、これらの3つの目標達成を支援するためTKC方式の自計化推進を軸とした営業活動を展開します。

優良企業の育成に向けた取り組み

TKCグループでは、中小企業が目指すべき指標として以下の6つの条件を定めました。

- ・TKC方式の自計化による月次決算の実践
- ・税理士法第33条の2第1項に基づく書面添付の実践
- ・中小会計要領への準拠
- ・限界利益額の2期連続増加

- ・自己資本比率が30%以上
- ・税引前当期純利益がプラス

25万社超の決算書データを収録した「T K C 経営指標 (B A S T)」では、この条件を充足した企業を「B A S T 優良企業」と定義しています。

T K C 会員の指導のもとコンプライアンスを遵守しながら、高付加価値経営に取り組む企業の増加を支援することにより、「T K C 会員は優良企業を育成する伴走者である」ことを広く社会に訴えてまいります。

「365日変動損益計算書」の活用促進

T K C の自計化システム (F X シリーズ) には、月次決算を支援する機能や経営者の意思決定を支援する「365日変動損益計算書」を搭載しています。「365日変動損益計算書」は、制度会計上の損益計算書と異なり、費用を変動費と固定費に区分して業績を確認できるため、「F X シリーズ」を利用している企業経営者は、限界利益 (付加価値) を意識して経営に取り組めるようになります。当社では、この「365日変動損益計算書」を経営者にとって手放せないツールにさせていただくための啓蒙活動を展開しています。令和5年4月には、月次決算の徹底と「365日変動損益計算書」の活用により会社を成長させたドキュメンタリー番組「ドキュメント戦略経営者 (第3回)」がBS11で放映されました。

T K C 方式の自計化の推進 (「 F X シリーズ」の推進)

コロナ禍において実行された実質無利子・無担保融資 (ゼロゼロ融資) の返済開始や物価、燃料費の高騰などにより、いま中小企業は厳しい経営環境におかれています。そのため、当社は「F X シリーズ」に搭載している「経営戦略レベル」の機能 (365日変動損益計算書、業績評価マトリックス、予算登録等) の活用を支援しました。また、経営者がこれらの機能を有効に活用するには、適時・正確な会計取引の入力と月次決算体制の構築が必要となります。そのため、「日常業務レベル」の機能として、インターネットバンキングから取引明細を受信して仕訳に変換する「銀行信販データ受信機能」の活用や、「戦略給与情報システム (P X 2) 」との給与仕訳の連携などを支援しています。

こうした活動の結果、令和5年6月末日現在で「F X シリーズ」の導入件数は30万5,000件を超えました。当社は、「F X シリーズ」の導入を通じて中小企業の月次決算体制を構築し、「黒字決算と適正申告」の実現を支援してまいります。

電子帳簿保存法への完全対応支援

令和4年1月1日から施行された改正電子帳簿保存法により、国税関係帳簿の電磁的記録である「電子帳簿」は、過去の仕訳データの加除訂正履歴 (トレーサビリティ) を残している「優良な電子帳簿」 (改正電子帳簿保存法施行規則第2条および第5条の要件を満たす電子帳簿) と、帳簿の加除訂正履歴を残さない会計ソフトで作成した「その他の電子帳簿」 (改正電子帳簿保存法施行規則第2条の要件だけを満たす電子帳簿) に区別されることになりました。これは「帳簿の証拠力」の消滅にもつながる法改正であり、帳簿を改ざんできる会計ソフトの利用を認めたこととなります。当社はこの問題に対処するため、「優良な電子帳簿」を作成する「F X シリーズ」の利用促進を全国的に展開しています。

また、改正電子帳簿保存法により電子取引データの電子保存の義務化への対応も求められています。引き続き全ての事業者が電子取引に対応できるよう「F X シリーズ」の証憑保存機能の活用も支援してまいります。

消費税インボイス制度への完全対応支援

令和5年10月1日よりスタートする消費税インボイス制度への対応支援を会計事務所が関与先企業にスムーズに行えるよう、当社では研修教材の作成や説明資料の提供等を進めています。

T K C システムは、消費税インボイス制度に対応した請求書の発行はもちろん、以下の「3つのポイント」にあるとおり改正消費税法に完全準拠した処理を遂行できます。

[3つのポイント]

- ・仕入先が適格請求書発行事業者かどうかを、取引先名から自動判定
(13桁の登録番号を入力する必要はありません)
- ・経過措置・特例の適用の可否を自動チェックし、修正すべき仕訳を一覧表示
(経過措置の適用となる仕訳や、誤って経過措置を適用した仕訳を確認できます)
- ・会計帳簿から消費税申告書まで一気通貫
(平成30年改正令附則22 一および23 一の原則的な取り扱いに完全対応)

これらのポイントを伝えるため、令和5年4月より「インボイス制度直前対策研修会」と銘打ち、T K C 会員事務所向けに集合型の研修会を開催しました。全国200会場にて5,000事務所超、17,000名を超える参加をいただき、T K C 財務会計システムの消費税インボイス制度対応が万全であることを伝えました。さらに令和5年6月から開催している「税務情報システム研修会」でも、T K C 会員事務所でご利用いただく法人決算申告システム (TPS1000) の消費税インボイス制度対応が万全であることを伝えていきます。

なお、令和4年8月19日に当社は、日本におけるPeppol (Pan European Public Procurement Online (以下、ペポル)) の管理局 (Japan Peppol Authority) であるデジタル庁、およびペポルの管理団体である「Open Peppol」 (本部：ベルギー) から、国内初のペポルサービスプロバイダーに認定されました。T K C の自計化システムは、このインフラを活用し、ペポルに準拠したデジタルインボイスの発行と受取を標準的に行えるよう機能強化します。

「TKCモニタリング情報サービス」の推進

「TKCモニタリング情報サービス」は、TKC会員事務所が毎月の巡回監査と月次決算を実施した上で作成した月次試算表、年度決算書、税務申告書などを、関与先企業の経営者からの依頼に基づいて金融機関に開示するための無償のクラウドサービスです。

当社は「TKCモニタリング情報サービス」の推進と同時に、金融機関に対して中小企業の決算書の信頼性は以下の3帳表で確認できることを訴求しています。

- 1) TKC会員が実践する「税理士法第33条の2に基づく添付書面」
- 2) 会社法第432条が定める帳簿の適時性および決算書と申告書の運動性を株式会社TKCが過去3年にわたって証明する「記帳適時性証明書」
- 3) 日本税理士会連合会、全国信用保証協会連合会が制定した「中小会計要領チェックリスト」

こうした活動の結果、「TKCモニタリング情報サービス」は令和5年6月末日現在、484金融機関に採用されており、その利用件数が32.8万件を超えています。

当サービスは、財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による透明性の確保に資するものとして、中小企業の経営支援に取り組んでいる金融機関と信用保証協会から高く評価されています。中小企業を伴走型で支援する金融機関とTKC会員の架け橋となることが期待されています。

会員導入（TKC全国会への入会促進）

TKC全国会は、2022年から2024年までの3年間で新規に入会する会員事務所を1,000件超とする目標を掲げています。当社はその達成に向けて、TKC全国会ニューメンバーズ・サービス委員会との連携を強化した取り組みを展開しています。併せて新たにTKC全国会に入会した事務所について「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMSクラウド）」をはじめとしたTKCシステムを有効に活用いただくためのサポート体制も強化しています。

(2) 「適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する」ための活動

「中小会計要領」の普及支援活動

TKC全国会では、中小企業が準拠すべき会計基準として、平成24年2月に制定された「中小企業会計に関する基本要領」（以下、中小会計要領）を推奨しています。

中小会計要領は、1) 自社の経営状況の把握に役立つ会計、2) 利害関係者（金融機関等）への情報提供に資する会計、3) 会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計、4) 中小企業に過重な負担を課さない会計の考えに沿って制定されています。

当社は、その普及・活用に向けたTKC全国会の運動を支援するため、教材などの整備と他の中小企業支援団体との連携に継続して取り組んでいます。

「記帳適時性証明書」の発行

当社では、TKC会員が当社の会計システムを利用する際に当社データセンターに自動的に保存される処理履歴データと過去の時系列データを活用し、金融機関などが客観的にTKC会員事務所の業務水準を判定する資料となる「記帳適時性証明書」を無償で発行しています。このサービスは、TKC会員が作成する決算書と税務申告書の信頼性を高め、関与先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として開発されたものです。これは過去データの遡及的な加除・訂正を禁止している当社の「データセンター利用方式による財務会計処理」の特長を生かしたものであり、TKC会員が毎月、関与先企業に向いて正しい会計記帳を指導（月次巡回監査）しながら、月次決算、確定決算ならびに電子申告に至るまでの全ての業務プロセスを一気通貫で適時に完了したことを当社が第三者として証明するものです。

(3) 大企業市場への展開

当社は、TKCシステムの活用により上場企業を中心とする大企業の税務・会計業務のコンプライアンス向上と合理化に貢献するとともに、これらの企業およびその関係会社をTKC会員の関与先企業とするための活動を積極的に展開しています。

消費税インボイス制度への対応

令和5年10月から消費税インボイス制度が開始されるため、現在、デジタルインボイスに対応したシステムの普及に向けた取り組みを進めています。令和5年4月28～30日に開催されたG7群馬高崎デジタル・技術大臣会合の「デジタル技術展」に、デジタル庁と共にデジタルインボイス推進協議会（EIPA）の幹事法人として出展し、デジタルインボイス（ペポルインボイス）の送受信を可能とする「インボイス・マネジャー2022」を展示しました。当展示会には3日間を通じて約5,500名が来場され、盛況のうちに閉会しました。

また、令和5年10月分の請求分より、当社が発行する請求書（売上インボイス）を原則、ペポルインボイスに変更する予定です。これに先立ち、1月初旬からTKCシステムを利用しているユーザー企業50社に対して、「インボイス・マネジャー2022」によるペポルインボイスの送受信を開始しました。売上インボイスの件数（＝請求書の枚数）に換算すると、累計300件を超えるデータの送受信となり、利用企業50社からは「業務のデジタル化や請求書発送に関わる費用の削減につながる」などのペポルインボイスに対する高い評価を得ています。

なお、国税庁課税部軽減税率・インボイス制度対応室より講師を迎え「国税庁が語るTKCインボイス制度対応セミナー」を令和5年5月9日～7月31日の期間でオンデマンド配信しています。それにより2,800名を超える申し込みを得ました。当社は、今後もデジタルインボイスの普及に積極的に取り組んでまいります。

大企業市場でのシェア拡大とT K C会員の関与先拡大支援

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から連結納税制度が見直され、新たにグループ通算制度が適用されました。当社ではこれまで培ったノウハウを生かし、法人税の電子申告やグループ通算制度への対応支援に取り組んだ結果、令和5年6月末日現在で約2万700社あるといわれる資本金1億円超の企業、いわゆる電子申告の義務化対象企業の約40%において「法人電子申告システム(ASP1000R)」「連結納税システム(eConsoliTax)」「グループ通算申告システム(e-TAXグループ通算)」をご利用いただいています。また、「T K C連結グループソリューション」の利用企業グループ数は、令和5年6月末日現在で約5,380企業グループとなりました。

これにより、日本の上場企業の売上高トップ100社のうち93社が当社のシステムを利用しています。

このような活動の結果、日本の上場企業における市場シェアは43%となりました。今後もさらなる市場シェアの拡大を図ります。

(4) 法律情報データベースの市場拡大

「T K Cローライブラリー」の利用拡大

当社がリーガルリサーチのスタンダードサービスとして提供する「T K Cローライブラリー」は、基本サービスの判例・法令・文献等と法律専門誌等や法律専門書籍、および関連する付加情報を収録しており、業界最大となる判例収録数33万5,000件超を誇る日本最大級の法律情報データベースです。これらのコンテンツをセットにした「法律事務所向け」「企業法務部門向け」パックサービスの普及活動を展開しています。さらに、令和4年11月から顧客にお勧めする収録記事等の最新情報をメールマガジンで定期配信し、直接当サービスへアクセスできる仕組みを構築することで、効果的な利用を促すサポートを開始しました。こうした活動の結果、資料室や図書館などを利用した紙ベースのリサーチから、オンラインリサーチへの移行が進んでおり、当パックサービスの採用数が増加しています。T K Cローライブラリーは、法令・判例・文献情報、主要法律専門誌および専門書籍を閲覧できる総合的な法律関連情報を網羅した唯一のリーガルリサーチサービスとして評価され、順調に契約数を伸ばしています。

当期においては、T K C会員事務所をはじめ大学・法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部、海外の機関・大学などへの提案活動を実施した結果、ユーザー数は5万9,000IDを突破し、令和5年6月末日現在で2万6,000超の諸機関で利用されています。

アカデミック市場における展開

多くの大学・法科大学院は、オンラインによる教材やリサーチができる学習環境のDXを推進しています。当社が提供する「T K C教育研究支援システム」「T K Cローライブラリー」は、いつでもどこでもオンラインで利用できること、他社をしのぐ多様なコンテンツを収録していること、さらにレポート提出、オンライン演習、テスト機能等を搭載し、授業と自学自習を支援する仕組みとなっていることなどから、2023年度の契約では、140を超える大学で採用され、教員、学生からも高く評価されています。その結果、授業および学習を支えるオンラインシステム基盤として大学の学習環境整備に貢献しています。

司法試験受験生の学習支援

司法試験受験を目指す法科大学院生、修了生、予備試験合格者に対し、司法試験問題演習システムによる学習環境の提供とT K C全国統一模試の実施により司法試験への対応を支援しています。令和5年司法試験からは、7月中旬への実施時期の変更や一定の基準を満たした法科大学院生の在学時受験が可能になるなど、試験制度が変更になります。本年の司法試験受験予定者4,165名に対し、T K C全国統一模試の受験者数は2,598名(62.4%)となり過去最高を更新しました。それにより6年連続で同業他社の5倍を超える受験実績を誇り、業界No1のスタンダード模試となっています。

4. 地方公共団体事業部門の営業活動と経営成績

地方公共団体事業部門は、会社定款に定める事業目的(第2条第2項:「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」)に基づき、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、専門特化した情報サービスを展開しています。

当社は、地方公共団体に対して「T K C行政クラウドサービス」を提供しています。これは「T A S Kクラウドサービス」と「T A S Kアウトソーシングサービス」の2つで構成されるクラウドサービスです。「T A S Kクラウドサービス」は、住民基本台帳や税務情報などを管理する「基幹系関連サービス」、財務会計(公会計)や給与計算などの「内部情報系関連サービス」、行政手続きのオンライン申請などの「行政サービス・デジタル化支援サービス」で構成しており、令和5年6月末日現在で1,140団体を超える地方公共団体(都道府県、市区町村等)に採用いただいています。

(1) 基幹系関連サービスの開発・提供

「T A S Kクラウドサービス」は、当社データセンターを運用拠点とした単一バージョンのパッケージシステムでありながら、複数団体による共同利用を前提に設計しています。また、サービス利用料金はサブスクリプション方式を採用しており、この利用料金の範囲内で年1回の定期バージョンアップを実施しています。そして「T A S Kアウトソーシングサービス」は、納税通知書や選挙入場券などの大量一括出力処理を支援するサービスであり、今期は令和5年春の新型コロナワクチンに係る接種券作成業務を迅速に行い、顧客市区町村のワクチン接種事業などを積極的に支援しました。こうした点が評価され、「基幹系関連サービス」は令和5年6月末日現在で約170団体に採用されています。

(2) 行政サービス(各種手続き)のデジタル化・オンライン化の支援

当社は、窓口業務のデジタル化「3ない窓口(行かない・待たない・書かない)」の実現を支援する「行政サービス・デジタル化支援サービス」を提供しています。当期は「T A S Kクラウドスマート申請システム」「T A S Kクラ

ウドかんたん窓口システム」「TASKクラウドマイナンバーカード交付予約・管理システム」の大幅な機能強化を行いました。その結果、令和5年6月末日現在、「TASKクラウドスマート申請システム」は大阪市や横浜市など政令指定都市を含む約50団体に、「TASKクラウドかんたん窓口システム」は90団体以上に、「TASKクラウドマイナンバーカード交付予約・管理システム」は150団体以上に採用されています。

(3) 地方税税務手続きのデジタル化の支援

地方税共同機構の認定委託先事業者として、同機構が運営するeLTA X(地方税ポータルシステム)審査システムなどの標準システムをクラウド方式で提供するとともに、当社独自の機能として各市区町村の税務システムとの「データ連携サービス」を開発・提供しています。

本サービスの推進にあたっては、アライアンス契約を締結した約50社のパートナー企業と共に提案活動を展開しています。その結果、「TASKクラウド地方税電子申告支援サービス」は、令和5年6月末日現在で全都道府県・市区町村の4割以上にあたる約790団体に採用されています。

当期においては、令和5年4月から開始された地方税共通納税システムにおける対象税目拡大に伴う「地方税統一QRコードを活用した地方税の納付」に関するシステム導入支援作業にパートナー企業と共に取り組みました。

(4) 地方公会計制度に完全準拠した財務会計システムの開発・提供

当社では、総務省が策定した統一的な基準に基づく財務書類作成機能と「日々仕訳方式」に対応した「TASKクラウド公会計システム」と、その関連システムとして「TASKクラウド固定資産管理システム」、「TASKクラウド連結財務書類作成システム」を提供しています。

当期においては、<財政状況の見える化による持続可能な財政運営>および<電子決裁や電子請求書連携等による内部事務のDX推進>を支援する機能を拡充した次世代版公会計システムを提案した結果、「TASKクラウド公会計システム」は令和5年6月末日現在で310団体以上に採用されています。

なお、令和5年10月から開始する消費税インボイス制度は、地方公共団体においても対応が求められるため、会計事務所事業部門とノウハウを共有し、システムへの機能実装および市区町村等への説明対応を進めています。

(5) 次世代製品の研究・開発

令和4年10月7日に「地方公共団体情報システム標準化基本方針」が閣議決定され、市区町村は、令和7年度末までに基幹業務システム(20業務)をガバメントクラウド上に構築された標準化基準を満たすアプリケーション(標準仕様準拠システム)に移行することが求められています。

当社では、地方公共団体を取り巻く環境変化に対応するため、顧客市区町村向けの「自治体DX推進セミナー」を開催し、地方公共団体情報システム標準化に関する最新情報の収集・発信などを通じて顧客サポートの強化に努めています。

また、当社が協力開発事業者(アプリケーション開発事業者)として参画するガバメントクラウド先行事業において、令和4年10月31日に埼玉県美里町の基幹業務システムが稼働を開始しました。続いて川島町も12月に稼働を開始しています。これは全国初のガバメントクラウド上での稼働事例であり、当社は先行事業で得た知見を生かし、国が定めた目標期限(令和7年度末)までに全てのお客さまの標準仕様準拠システムへの移行完遂を目指します。

なお、令和4年9月2日に総務省より発表された「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画[第2.0版]」に記載の「行政サービスのデジタル化」を支援するため、先進団体との実証事業などを通じて、次世代ソリューションの調査・研究、開発にも継続して取り組んでいます。

5. 印刷事業部門の営業活動と経営成績

当社グループの印刷事業部門は、データ・プリント・サービス(以下、DPS)事業、ビジネスフォーム印刷事業および商業美術印刷事業を基軸に事業を展開しています。

DPS分野では、市区町村からワクチン接種事業におけるワクチン接種券、価格高騰緊急支援給付金関連通知業務等を受注したものの、令和3年10月の衆議院議員選挙入場券の印刷業務および前期受注した大口の入札案件が当期はなかったこと、民間企業から受注しているダイレクトメール(以下、DM)のうち、大型案件が顧客事情により中止になったことなどにより、売上高は前年に比べて減少しました。一方、DMに印字したQRコードによりDMの効果を測定するサービスなど、顧客利用価値向上に向けた新たな取り組みを開始しています。

ビジネスフォーム印刷分野では、ペーパーレス化の進展により、ビジネス帳票・伝票類の使用量が減少傾向にあるものの、前期において新規獲得した顧客企業からの伝票印刷業務の受注により、売上高は前年に比べて増加しました。

商業美術印刷分野(カタログ、書籍等)では、令和5年10月から開始される消費税インボイス制度を解説する書籍および顧客企業の周年記念事業における印刷業務を受注したことにより、売上高は前年に比べて増加しました。また、セミナー等の対面開催が増加傾向にあることに伴い資料作成の受注が増加しています。

なお、印刷事業部門の株式会社TLPでは、令和4年10月3日付けでFSC®森林認証(CoC認証・FSC-C182216)を取得しました。FSC認証は環境、社会、経済の便益に適い、責任ある管理をされた森林から生産された製品を目に見える形で消費者に届ける仕組みです。環境配慮を志向するお客さまが増えていることを背景に、FSC認証紙の取り扱いが順調に増加しています。また、クリアファイルに代わる環境配慮製品として、紙製ファイルの製造・販売を開始しています。これら環境配慮製品の開発・製造への取り組みにより、環境配慮を志向するお客さまのニーズに対応しています。

また、前年と比較し、紙を中心とした原材料費等は20%増加しており、加えて、電気料金の高騰等により、生産コスト全体が上昇しています。この生産コスト上昇に伴い、生産性向上などの企業努力で吸収できない部分については、製品価格に転嫁すべくお客さまとの交渉を継続しています。

・財政状態

当第3四半期連結会計期間末における資産・負債及び純資産の状況は次の通りです。

1. 資産の部について

当第3四半期連結会計期間末における資産合計は、111,227百万円となり、前連結会計年度末109,225百万円と比較して2,001百万円増加しました。

(1)流動資産

当第3四半期連結会計期間末における流動資産は、41,389百万円となり、前連結会計年度末40,715百万円と比較して673百万円増加しました。

その主な理由は、受取手形、売掛金及び契約資産が823百万円増加したことによります。

(2)固定資産

当第3四半期連結会計期間末における固定資産は、69,838百万円となり、前連結会計年度末68,510百万円と比較して、1,327百万円増加しました。

その主な理由は、投資有価証券が2,469百万円、長期預金が1,000百万円増加したものの、その他に含まれる長期繰延税金資産が1,910百万円減少したことによります。

2. 負債の部について

当第3四半期連結会計期間末における負債合計は、16,527百万円となり、前連結会計年度末21,899百万円と比較して5,372百万円減少しました。

(1)流動負債

当第3四半期連結会計期間末における流動負債は、12,344百万円となり、前連結会計年度末17,679百万円と比較して、5,335百万円減少しました。

その主な理由は、賞与引当金が3,473百万円、未払法人税等が2,460百万円減少したことによります。

(2)固定負債

当第3四半期連結会計期間末における固定負債は、4,183百万円となり、前連結会計年度末4,219百万円と比較して、36百万円減少しました。

その主な理由は、長期借入金が35百万円減少したことによります。

3. 純資産の部について

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は、94,699百万円となり、前連結会計年度末87,325百万円と比較して7,373百万円増加しました。

その主な理由は、利益剰余金が5,492百万円、その他有価証券評価差額金が1,640百万円増加したことによります。なお、当第3四半期連結会計期間末における自己資本比率は、85.14%となり、前連結会計年度末79.95%と比較して5.2ポイント増加しました。

事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費はありません。

また、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (令和5年6月30日)	提出日現在発行数(株) (令和5年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	53,462,066	53,462,066	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数100株
計	53,462,066	53,462,066	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
令和5年4月1日～ 令和5年6月30日	-	53,462,066	-	5,700	-	5,409

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（令和5年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

令和5年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 833,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 52,556,900	525,569	-
単元未満株式	普通株式 71,866	-	-
発行済株式総数	53,462,066	-	-
総株主の議決権	-	525,569	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,300株(議決権の数13個)及び役員報酬B I P信託が所有する株式206,000株(議決権の数2,060個)を含めております。

【自己株式等】

令和5年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社T K C	栃木県宇都宮市 鶴田町1758番地	833,300	-	833,300	1.56
計	-	833,300	-	833,300	1.56

(注) 上記のほか、役員報酬B I P信託が所有する当社株式206,000株を、自己株式として計上しております。

2 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（令和5年4月1日から令和5年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（令和4年10月1日から令和5年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和4年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (令和5年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	29,920	29,745
受取手形、売掛金及び契約資産	8,320	9,143
棚卸資産	494	542
その他	1,993	1,971
貸倒引当金	12	14
流動資産合計	40,715	41,389
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	7,651	7,337
土地	6,802	6,852
その他(純額)	2,699	2,372
有形固定資産合計	17,153	16,562
無形固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	18,748	21,218
長期預金	17,700	18,700
差入保証金	1,486	1,452
その他	8,754	6,560
投資その他の資産合計	46,689	47,932
固定資産合計	68,510	69,838
資産合計	109,225	111,227
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,973	2,203
電子記録債務	799	1,069
短期借入金	71	71
未払金	3,499	2,680
未払法人税等	3,167	706
契約負債	811	1,357
賞与引当金	4,953	1,479
その他	1,403	2,774
流動負債合計	17,679	12,344
固定負債		
長期借入金	142	107
退職給付に係る負債	2,806	2,832
株式給付引当金	306	333
その他	964	909
固定負債合計	4,219	4,183
負債合計	21,899	16,527

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和4年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (令和5年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,700	5,700
資本剰余金	6,589	6,667
利益剰余金	78,743	84,235
自己株式	2,359	2,327
株主資本合計	88,672	94,275
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	138	1,501
退職給付に係る調整累計額	1,207	1,077
その他の包括利益累計額合計	1,346	424
純資産合計	87,325	94,699
負債純資産合計	109,225	111,227

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位 : 百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 令和3年10月1日 至 令和4年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 令和4年10月1日 至 令和5年6月30日)
売上高	50,340	53,862
売上原価	14,539	15,770
売上総利益	35,801	38,092
販売費及び一般管理費	24,144	24,731
営業利益	11,656	13,360
営業外収益		
受取利息	51	50
受取配当金	176	195
保険配当金	18	22
受取地代家賃	37	30
持分法による投資利益	-	31
その他	70	41
営業外収益合計	354	371
営業外費用		
支払利息	0	0
有価証券売却損	-	0
課徴金	20	-
違約金	46	-
損害賠償引当金繰入額	-	107
その他	1	0
営業外費用合計	68	108
経常利益	11,941	13,622
特別利益		
固定資産売却益	2	1
投資有価証券売却益	-	0
抱合せ株式消滅差益	-	365
特別利益合計	2	366
特別損失		
固定資産除却損	24	17
特別損失合計	24	17
税金等調整前四半期純利益	11,919	13,972
法人税、住民税及び事業税	2,940	3,086
法人税等調整額	853	1,131
法人税等合計	3,794	4,217
四半期純利益	8,125	9,755
親会社株主に帰属する四半期純利益	8,125	9,755

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 令和3年10月1日 至 令和4年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 令和4年10月1日 至 令和5年6月30日)
四半期純利益	8,125	9,755
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	106	1,640
退職給付に係る調整額	130	130
その他の包括利益合計	24	1,770
四半期包括利益	8,149	11,526
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	8,149	11,526

【注記事項】

(追加情報)

(役員向け株式報酬制度)

1 取引の概要

当社は、平成30年10月31日開催の取締役会で株式報酬制度の導入を決議し、平成30年12月21日開催の定時株主総会の承認に基づき、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することにより、中長期的な企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、株式報酬制度である「役員報酬B I P信託」を導入いたしました。

なお、本制度は、委員長及び委員の半数を独立社外役員及び社外有識者で構成する「指名・報酬諮問委員会」における審議を経て、令和元年12月20日開催の定時株主総会にて取締役等（執行役員を兼務しない取締役を除く。）及び常勤監査役の株式報酬を「業績連動報酬」へ変更することが承認されております。

2 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当第3四半期連結会計期間末407百万円、206,000株であります。

(グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)

当社及び連結子会社は、第1四半期連結会計期間から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日。以下「実務対応報告第42号」）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 令和3年10月1日 至 令和4年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 令和4年10月1日 至 令和5年6月30日)
減価償却費	2,298百万円	2,579百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 令和3年10月1日 至 令和4年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和3年12月17日 定時株主総会	普通株式	2,090	39.50	令和3年9月30日	令和3年12月20日	利益剰余金
令和4年5月10日 取締役会	普通株式	1,894	36.00	令和4年3月31日	令和4年6月13日	利益剰余金

- (注) 1. 令和3年12月17日定時株主総会による配当額の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれております。
2. 令和4年5月10日取締役会決議による配当額の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。

当第3四半期連結累計期間(自 令和4年10月1日 至 令和5年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和4年12月16日 定時株主総会	普通株式	2,210	42.00	令和4年9月30日	令和4年12月19日	利益剰余金
令和5年5月12日 取締役会	普通株式	2,052	39.00	令和5年3月31日	令和5年6月12日	利益剰余金

- (注) 1. 令和4年12月16日定時株主総会による配当額の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれております。
2. 令和5年5月12日取締役会決議による配当額の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 令和3年10月1日 至 令和4年6月30日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	会計事務 所事業	地方公共 団体事業	印刷事業	合計		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	33,913	13,928	2,497	50,340	-	50,340
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	4	0	1,893	1,897	1,897	-
計	33,918	13,928	4,391	52,238	1,897	50,340
セグメント利益	9,375	1,912	370	11,659	3	11,656

(注)1. セグメント利益の調整額 3百万円は、セグメント間取引消去額及び棚卸資産の調整額等であります。
2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自 令和4年10月1日 至 令和5年6月30日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	会計事務 所事業	地方公共 団体事業	印刷事業	合計		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	36,052	15,631	2,178	53,862	-	53,862
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	3	0	1,982	1,986	1,986	-
計	36,056	15,631	4,160	55,848	1,986	53,862
セグメント利益	10,145	2,922	283	13,351	9	13,360

(注)1. セグメント利益の調整額9百万円は、セグメント間取引消去額及び棚卸資産の調整額等であります。
2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(収益認識関係)

当社の売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社の報告セグメントを財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間(自 令和3年10月1日 至 令和4年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計
	会計事務所事業	地方公共団体事業	印刷事業	
コンピューター・サービス収入	11,982	6,938	-	18,921
ソフトウェア売上高	13,412	4,588	-	18,001
コンサルティング収入	5,036	468	-	5,505
オフィス機器売上高	2,703	1,932	-	4,636
会計用品売上高	778	-	-	778
印刷関連サービス収入	-	-	2,497	2,497
外部顧客への売上高	33,913	13,928	2,497	50,340

当第3四半期連結累計期間(自 令和4年10月1日 至 令和5年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計
	会計事務所事業	地方公共団体事業	印刷事業	
コンピューター・サービス収入	12,451	7,206	-	19,658
ソフトウェア売上高	14,481	4,688	-	19,169
コンサルティング収入	5,394	1,444	-	6,839
オフィス機器売上高	2,957	2,291	-	5,248
会計用品売上高	767	-	-	767
印刷関連サービス収入	-	-	2,178	2,178
外部顧客への売上高	36,052	15,631	2,178	53,862

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 令和 3 年 10 月 1 日 至 令和 4 年 6 月 30 日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 令和 4 年 10 月 1 日 至 令和 5 年 6 月 30 日)
1 株当たり四半期純利益	154円88銭	186円06銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	8,125	9,755
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半 期純利益 (百万円)	8,125	9,755
普通株式の期中平均株式数 (百株)	524,615	524,307

(注) 1 . 1 株当たり情報の算定に用いられた期中平均株式数は、役員報酬 B I P 信託導入に伴い設定された役員報酬 B I P 信託口が所有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

1 株当たり四半期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前第 3 四半期連結累計期間において 215,250 株、当第 3 四半期連結累計期間において 206,000 株であります。

2 . 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

令和5年5月12日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- | | |
|-----------------------|-----------|
| (イ) 中間配当による配当金の総額 | 2,052百万円 |
| (ロ) 1株当たりの金額 | 39円00銭 |
| (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 | 令和5年6月12日 |

(注) 令和5年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和5年8月14日

株式会社 T K C

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本多 茂幸

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 徹

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 T K C の令和4年10月1日から令和5年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（令和5年4月1日から令和5年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（令和4年10月1日から令和5年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 T K C 及び連結子会社の令和5年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の

結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。